

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定 手数料

税込(税率10%)【単位:円】

	I 類 ホテル・病院等の床面積(m <sup>2</sup> )	標準入力法					モデル建物法				
		新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C	新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C
1	200以下	<b>220,000</b>	132,000	44,000	77,000	110,000	<b>77,000</b>	46,200	15,400	27,500	38,500
2	200を超え500以下	<b>253,000</b>	151,800	50,600	89,100	126,500	<b>99,000</b>	59,400	19,800	35,200	49,500
3	500を超え1,000以下	<b>286,000</b>	171,600	57,200	100,100	143,000	<b>121,000</b>	72,600	24,200	42,900	60,500
4	1,000を超え2,000以下	<b>319,000</b>	191,400	63,800	112,200	159,500	<b>143,000</b>	85,800	28,600	50,600	71,500
5	2,000を超え3,000以下	<b>352,000</b>	211,200	70,400	123,200	176,000	<b>165,000</b>	99,000	33,000	58,300	82,500
6	3,000を超え5,000以下	<b>396,000</b>	237,600	79,200	138,600	198,000	<b>176,000</b>	105,600	35,200	61,600	88,000
7	5,000を超え10,000以下	<b>440,000</b>	264,000	88,000	154,000	220,000	<b>209,000</b>	125,400	41,800	73,700	104,500
8	10,000を超え20,000以下	<b>528,000</b>	316,800	105,600	184,800	264,000	<b>253,000</b>	151,800	50,600	89,100	126,500
	II 類 事務所・学校等の床面積(m <sup>2</sup> )	標準入力法					モデル建物法				
		新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C	新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C
1	200以下	<b>143,000</b>	85,800	28,600	50,600	71,500	<b>55,000</b>	33,000	11,000	19,800	27,500
2	200を超え500以下	<b>165,000</b>	99,000	33,000	58,300	82,500	<b>66,000</b>	39,600	13,200	23,100	33,000
3	500を超え1,000以下	<b>187,000</b>	112,200	37,400	66,000	93,500	<b>77,000</b>	46,200	15,400	27,500	38,500
4	1,000を超え2,000以下	<b>209,000</b>	125,400	41,800	73,700	104,500	<b>88,000</b>	52,800	17,600	30,800	44,000
5	2,000を超え3,000以下	<b>231,000</b>	138,600	46,200	81,400	115,500	<b>99,000</b>	59,400	19,800	35,200	49,500
6	3,000を超え5,000以下	<b>253,000</b>	151,800	50,600	89,100	126,500	<b>121,000</b>	72,600	24,200	42,900	60,500
7	5,000を超え10,000以下	<b>286,000</b>	171,600	57,200	100,100	143,000	<b>132,000</b>	79,200	26,400	46,200	66,000
8	10,000を超え20,000以下	<b>341,000</b>	204,600	68,200	119,900	170,500	<b>165,000</b>	99,000	33,000	58,300	82,500
	III 類 倉庫・車庫等の床面積(m <sup>2</sup> )	標準入力法					モデル建物法				
		新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C	新築・増築・改築等	計画変更	軽微変更A	軽微変更B	軽微変更C
1	200以下	<b>77,000</b>	46,200	15,400	27,500	38,500	<b>33,000</b>	19,800	6,600	12,100	16,500
2	200を超え500以下	<b>88,000</b>	52,800	17,600	30,800	44,000	<b>44,000</b>	26,400	8,800	15,400	22,000
3	500を超え1,000以下	<b>110,000</b>	66,000	22,000	38,500	55,000	<b>55,000</b>	33,000	11,000	19,800	27,500
4	1,000を超え2,000以下	<b>121,000</b>	72,600	24,200	42,900	60,500	<b>66,000</b>	39,600	13,200	23,100	33,000
5	2,000を超え3,000以下	<b>143,000</b>	85,800	28,600	50,600	71,500	<b>77,000</b>	46,200	15,400	27,500	38,500
6	3,000を超え5,000以下	<b>165,000</b>	99,000	33,000	58,300	82,500	<b>99,000</b>	59,400	19,800	35,200	49,500
7	5,000を超え10,000以下	<b>187,000</b>	112,200	37,400	66,000	93,500	<b>110,000</b>	66,000	22,000	38,500	55,000
8	10,000を超え20,000以下	<b>220,000</b>	132,000	44,000	77,000	110,000	<b>132,000</b>	79,200	26,400	46,200	66,000

※20,000㎡を超える場合は御見積いたします。

※建築物全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又は、モデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合 一律 33,000円

軽微変更	A 省エネ性能が向上する変更 B 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更 C 再計算によって基準適合が明らかな変更	Cは軽微変更該当証明書を交付
------	--	----------------

適合性判定計算方法について

I類、II類、III類の用途分類は別紙による。なお、分類についてはご相談ください。

床面積算定は建築基準法による。なお棟ごとの計算とします。

※ 手数料は棟ごとに手数料を算出した合計とします。

- 1 建物内に複数の用途がある場合は、各々の用途による床面積からそれぞれの手数を算出した合計とします。
- 2 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合、非住宅部分が2000㎡以上の場合は、所管行政庁 図書送付料として、11,000円加算することとします。
- 3 確認申請を他機関にて申請する場合は、上記算定金額の1.1倍とします。
- 4 上記以外のことについては別途協議することとします。

建築物用途区分コード番号表

I 類 ホテル・病院等(m<sup>2</sup>)

I	08140	図書館その他これらに類するもの
I	08150	博物館その他これらに類するもの
I	08190	助産所
I	08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
I	08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
I	08260	病院
I	08370	屋内施設(ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング等)
I	08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
I	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス
I	08400	ホテル又は旅館
I	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
I	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
I	08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)
I	08452	食堂又は喫茶店
I	08530	劇場、映画館又は演芸場
I	08540	観覧場
I	08550	公会堂又は集会場
I	08560	展示場
I	08570	料理店
I	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
I	08590	ダンスホール
I	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、休憩の用に供する施設 等

II 類 事務所・学校等(m<sup>2</sup>)

II	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
II	08070	幼稚園
II	08080	小学校
II	08090	中学校又は高等学校
II	08100	養護学校、盲学校又は聾学校
II	08110	大学又は高等専門学校
II	08120	専修学校
II	08130	各種学校
II	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
II	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの

II	08180	保育所その他これに類するもの
II	08210	児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)
II	08220	隣保館
II	08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
II	08270	巡査派出所
II	08290	郵便局
II	08300	地方公共団体の支庁又は支所
II	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
II	08340	工場(自動車修理工場を除く。)
II	08350	自動車修理工場
II	08370	スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
II	08410	自動車教習所
II	08440	物品販売業を営む店舗(I類に該当しない小規模のもの)
II		理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、
II	08456	家庭電気器具店、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、
II		学習塾、華道教室、囲碁教室 等
II	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗等
II	08470	事務所

### III 倉庫・車庫等(m<sup>2</sup>)

III	08280	公衆電話所
III	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
III	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
III	08420	畜舎
III	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
III	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
III	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
III	08490	自動車車庫
III	08500	自転車駐車場
III	08510	倉庫業を営む倉庫
III	08520	倉庫業を営まない倉庫
III	08610	卸売市場
III	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

その他 I類、II類、III類で、その実態がその類にそぐわないものは協議する